

[事案 2025-62] 入院給付金支払等請求

・令和 8 年 2 月 2 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2025-61] [事案 2025-63] [事案 2025-64] [事案 2025-65] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院一時金等が支払われなかったことを不服として、入院一時金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 6 年 5 月に大腸内視鏡検査のため入院したため、令和 6 年 3 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、重大事由により契約が解除された。しかし、以下等の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 令和 6 年 5 月に受診した医師により、大腸ポリープと診断され、入院および手術をすると説明を受けた。
- (2) 複数の保険契約を締結したのは、万一に備えるためである。また、保険会社から集中加入に関する注意や確認がなく、約款にも、加入件数や時期について明示的な制限は記されていない。
- (3) 初診からわずか数日で、医師により入院・手術が決定されたにもかかわらず、保険会社が客観的に入院の必要性が認められないと主張するのは、医学的判断を無視している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款には、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合には、契約および特約を解除することができ、当社は、重大事由発生時以後に生じた支払事由による保険金等の支払いを行わない旨定めている。
- (2) 申立人は、令和 6 年 2 月から同年 3 月までの 1 ヶ月弱の間に、9 社 9 件の同種保険に加入し、その結果、給付金額の合計額が著しく過大である。
- (3) 本入院について、当社が病院に確認したところ、①同病院では、内視鏡検査と共に大腸ポリープを切除するのであれば、大腸内視鏡検査については原則として日帰り検査としていて、通常であれば入院とはしない、②入院となったのは申立人の希望によるものである、③大腸内視鏡検査の結果、本入院の際に特に治療をしておらず、外来で対応可能であった、等と回答を得ている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、多重契約の経緯および必要性、契約者・被保険者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴および給付の妥当性、

入院に至った経過等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。

- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、各保険契約の募集担当者、あるいは第三者への尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。